

令和8年度

経営所得安定対策等及び 市の独自支援策の概要

須賀川市地域農業再生協議会

目次

需要に応じた米の生産に向けて	P 1
令和8年産米生産数量の目安について	P 2
水田活用の直接支払交付金	P 3～4
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金	P 5
畑作物の直接支払交付金	P 6～7
交付金の交付スケジュール	P 8
収入保険の概要・市の独自支援策について	P 9
営農計画書の記入方法・提出先・提出期限	P 10～12
【参考】支援単価(予定)	P 13～14

需要に応じた米の生産に向けて

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されています。

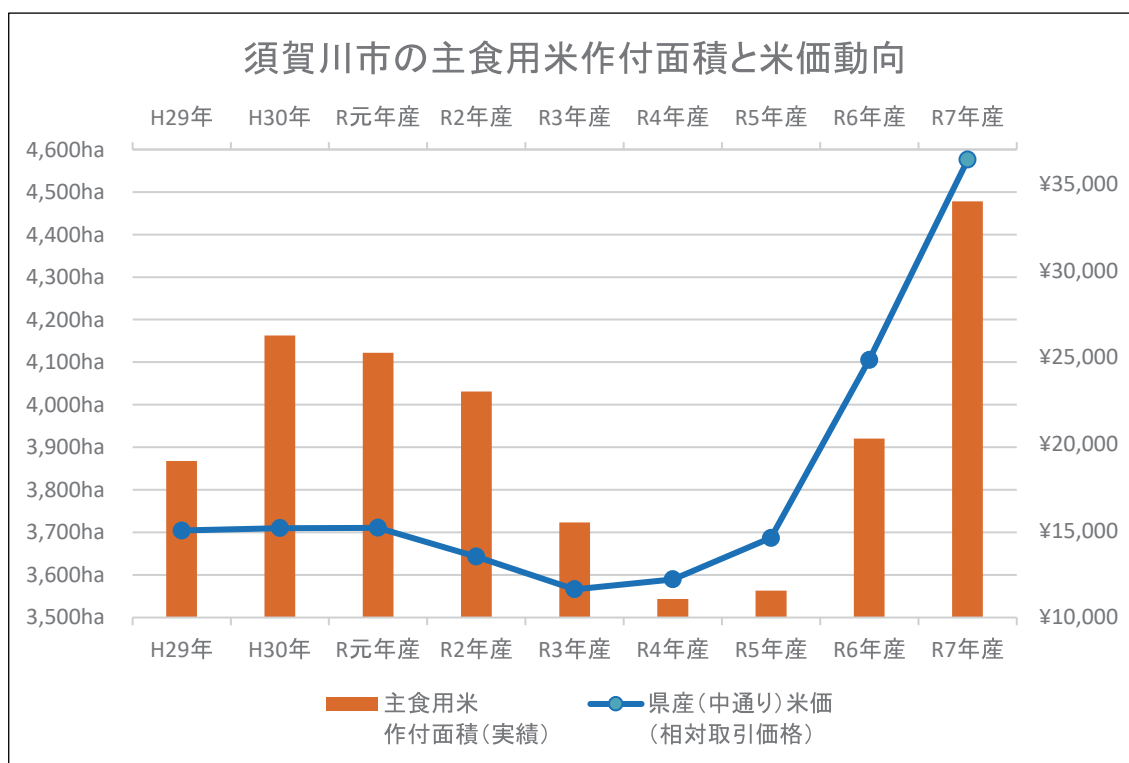
昨今は米価が高騰している状況にありますが、人口減少等による構造的な米の需要減少や物価高騰による生産コストの高止まりが続く等、先が見通せない状況が続いています。

米価の安定を図るためにも、引き続き需要に応じた生産への取り組みにご協力をお願いします。

主食用米の作付状況

	主食用米	非主食用米等
R7年産(A)	4,478ha	219ha
R6年産(B)	3,920ha	804ha
増減 A-B	558ha	▲ 585ha

10月基準



米価安定を図るために・・・

次のページ(P2)の生産数量の目安を参考に、引き続き需要に応じた米の生産への取り組みをお願いします。

須賀川市 令和8年産米生産数量の目安について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議から市地域農業再生協議会へ提示された生産数量（面積）の目安

区 分	R8年産生産数量の目安(A)	R7年産主食用米実績(B)	比較増減(C)=(A)-(B)	前年対比率(D)=(A)/(B)
作付面積(ha)	4,458	4,478	▲ 20	99.55%

2 生産者ごとの生産数量（面積）の目安の算出方法

生産者ごとの水田面積に次の割合を乗じることで、生産数量の目安（面積）を算出します。

令和8年	
生産面積の目安	転作面積の目安
78.58%	21.42%

※目安を参考にすると...

例：水稲1haにつき、飼料用米を約25a生産

3 基準単収

区 分	中部地域	西部地域	東部地域	東山地域
	須賀川、浜田、西袋	稲田、仁井田、長沼、榊衝、白方、白江	小塩江、川東大森田	東山
令和8年産基準単収	545kg/10a	554kg/10a	541kg/10a	426kg/10a

4 面積から数量への換算方法

生産の目安として数量を算出する場合は、上記2で算出した農家ごとの生産数量（面積）の目安に基準単収を乗じて数量の目安を算出します。

【算出例】

中部地域の生産者で、営農計画書上の水田面積が10,000㎡（100a）の場合

○生産数量（面積）の目安

$$10,000\text{㎡} \times 78.58\% \div 7,800\text{㎡}$$

○数量への換算

$$7.8（※） \times 545\text{kg} = 4,251\text{kg} \quad \underline{\underline{\text{（約71俵）}}}$$

※10aあたり単収で計算するため

作付品種や栽培方法を勘案し、**約71俵**を収穫するのに必要な作付面積を計算。

水田活用の直接支払交付金 (農林水産省予算)

水田で麦、大豆、飼料用米、加工用米等の戦略作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者 交付対象水田

- ・交付対象者は、販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家及び集落営農です。
- ・取り組んだ面積に応じて、交付します。
- ・たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外です。
- ・5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象となりました。

2 戦略作物助成(基幹作のみ対象)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a (標準単価80,000円/10a)

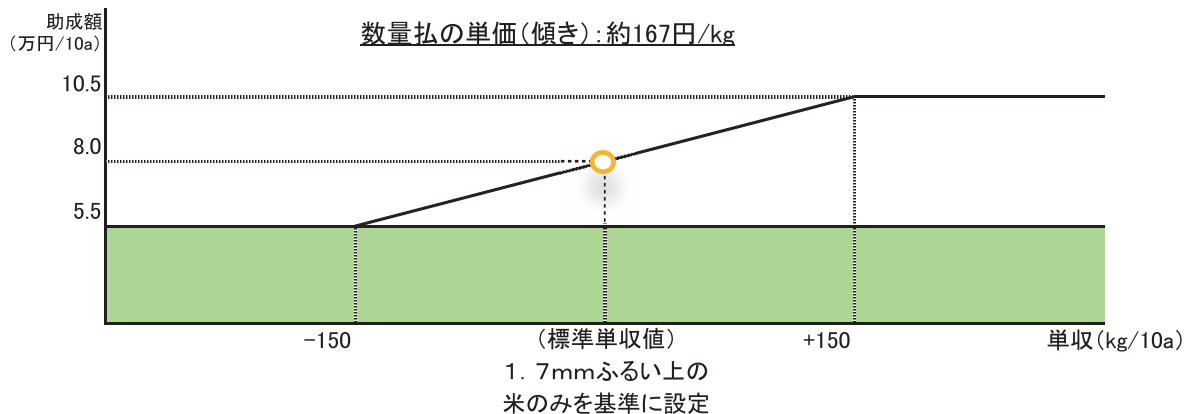
※1 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件です。

※2 飼料作物には、飼料用とうもろこしも含まれます。

※3 飼料作物の多年生牧草については、収穫のみを行う年は交付単価が10,000円/10aとなります。
なお、営農計画書への記入方法にも注意が必要となりますので、P11～12を参考にご記入願います。

※4 飼料用米の一般品種については、令和6年度から標準単価が段階的に引き下げられています。
令和8年産においては、収量に応じ、55,000円～75,000円/10a(標準単価65,000円/10a)になります。

飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ



※1 数量払による助成は、農産物検査又は農産物検査によらない方法により助成対象数量が確認出来ることが条件となります。

※2 標準単収値の各地域への適用にあたっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的単収)を適用します。

3 産地交付金

産地交付金における交付単価は、県内の取組面積及び国・県からの配分額に応じて、**予算の範囲内で支払われるため、変動(増減額)することがあります。**

下記は、令和7年度当初単価を踏まえた令和8年2月時点の予定です。

対象作物(基幹作物)	設定	交付単価(予定)	
		予算により単価調整される場合があります。	
○飼料用米(一般品種・多収品種)	地域	4,000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 9,000円以内/10a
	内 多収品種推進助成適用加算	県	
○加工用米	地域	5,000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 25,000円以内/10a
	内 3年以上の複数年契約の加算	県	
○新市場開拓用米(輸出用米)多収穫品種	国県	40,000円以内/10a	左記のいずれにも該当する場合の合計額 50,000円以内/10a
	内 R8年産から3年以上の複数年契約の加算 ※ 令和6年産からの契約分は対象外	国	
○そば、なたね	国	20,000円以内/10a	
○飼料用トウモロコシ	県	6,000円以内/10a	
○麦、大豆	県	7,000円以内/10a	
○耕畜連携(わら利用、資源循環)	地域	4,000～5,000円以内/10a	
○地域振興作物	地域	5,000円以内/10a	

【交付要件等の概要】 ※令和7年度当初単価を踏まえた令和8年2月時点の予定です。

※1 交付対象水田の要件があります。詳しくは、国の「経営所得安定対策等実施要綱」をご確認ください。

※2 飼料用米、加工用米等は、実需者等との出荷・販売契約を締結し、出荷・販売することが要件となり、助成を受けるには、加工用米等取組計画の認定を受け以下の取り組み等が必要です。

①低コスト生産等の取り組み

(飼料用米と加工用米で必要な取り組みが異なりますので、詳細は協議会にお問い合わせください)

②飼料用米の場合、生産の団地化の取り組み

③飼料用米の多収品種の場合、多肥栽培の取り組み

④加工用米の複数年契約の場合、複数年(3年以上)の販売契約を締結しているもの

※3 飼料用米のうち多収品種は、多収品種推進助成が適用になると5,000円以内/10aの加算があります。

※4 新市場開拓用米(輸出用米)は、実需者等との出荷・販売契約を締結し、出荷・販売することが要件となり、助成を受けるには、取組計画の認定を受け以下の取り組み等が必要です。

①多収穫品種(以下の品種)とコシヒカリの作付

(天のつづ、里山のつづ、しきゆたか、ちほみのり、つきあかり、ゆみあずさ、えみのあき、萌えみのり)

②低コスト生産、土づくり、多肥栽培、紋枯病防除等の取り組み

複数年契約の場合、上記に加え・・・③令和8年産から複数年(3年以上)の販売契約を締結すること

※5 地域振興作物は、実需者へ出荷・販売することが要件となり、該当する作物は、次のとおりです。

①野菜:アスパラガス、いちご、きゅうり、トマト、なす、にら、ねぎ、うど、えだまめ、かぼちゃ、キクイモ
さといも、さやいんげん、さやえんどう、たまねぎ、とうもろこし(スイートコーン含む)、ばれいしょ
ブロッコリー、ベビーリーフ、レタス、スナップえんどう、にんにく、しょうが、らっきょう

②花き:ゆり、ウメモドキ、ユキヤナギ

③その他の高収益作物:加工用青刈り稲、葉たばこ

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） （農林水産省予算）

農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットで、米・畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

1 交付対象者

認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象です。

※いずれも規模要件はありません。

2 交付対象品目

米（主食用米）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

※事前契約等（6月までに出荷販売契約を締結）が要件です。

※ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象外です。

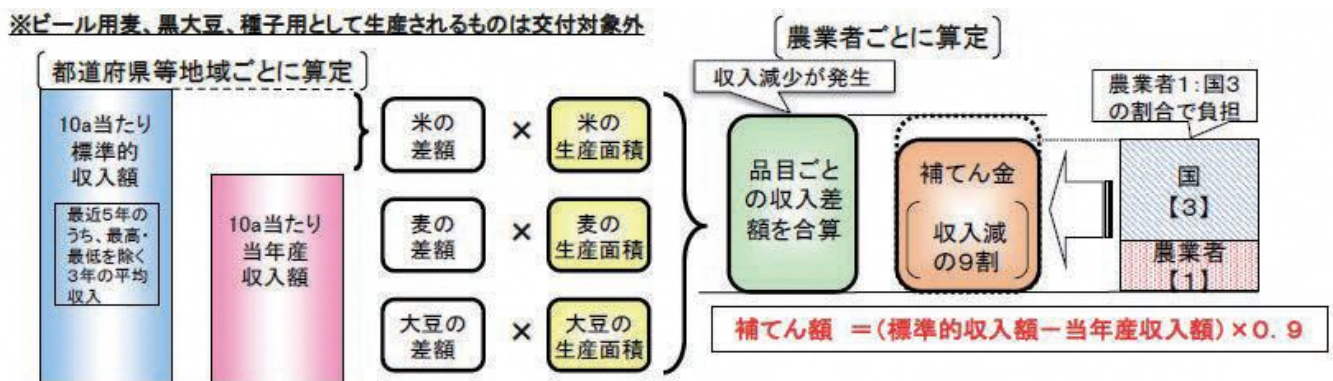
3 補てん額

農業者の米、麦、大豆等の10aあたり当年産収入額（10aあたりの収入計）が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

このため、農業者の積立金の抛出が必要となりますが、積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

制度設計のイメージ



畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） （農林水産省予算）

麦、大豆、そば、なたね等の対象作物の生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は、数量払の内金として先払いします。

1 交付対象者 及び 対象作物

(1) 交付対象者

対象作物を販売目的で生産する認定農業者・認定新規就農者・集落営農が対象です。（規模要件無）販売先との出荷契約書が必要です。（直売所での販売、自家加工で利用する場合は別途申請が必要）

※1 販売農家については、共済加入者又は販売実績がある農家となります。

※2 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っている団体となります。

(2) 対象作物

麦、大豆、そば、なたね等

※ ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものは交付対象外です。

2 面積払（営農継続支払）

(1) 交付対象面積

麦・大豆・そば・なたね等の当年産の作付面積が交付対象面積です。

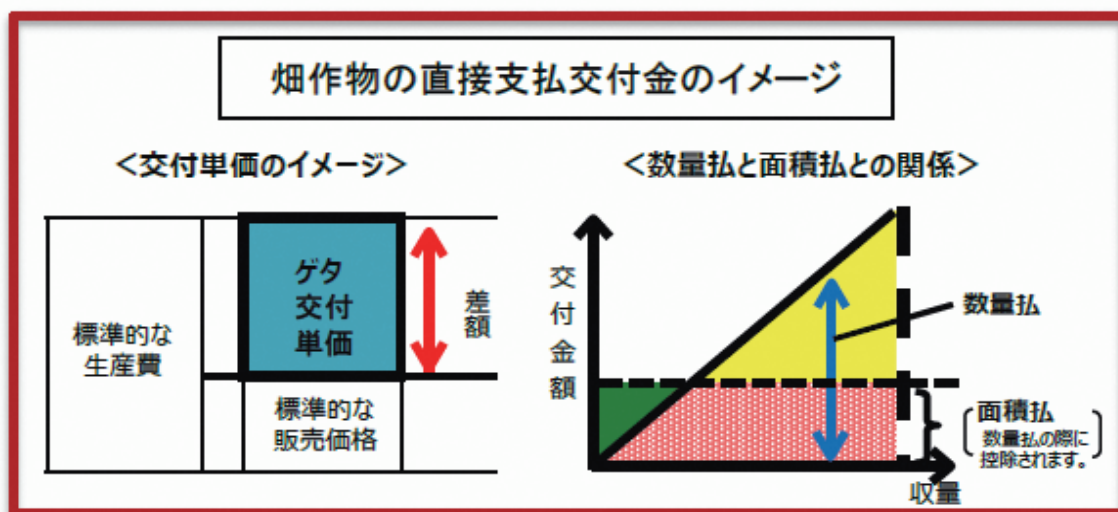
※1 当年産の数量払の概算払となります。

※2 当年産の収穫量が確定後、年明けにお支払することも可能です。

(2) 交付単価

20,000円/10a(麦・大豆・なたね等)

13,000円/10a(そば)



3 数量払

(1) 交付対象数量

麦・大豆・そば・なたね等の当年産の出荷・販売数量が交付対象数量です。

(2) 品質に応じた数量払

麦・大豆・そばについては、農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

※1 面積払(営農継続支払)を受けた農業者は、その交付額を控除して支払います。

※2 各作物の基準単収は、畑作物の直接支払い交付金における須賀川市の基準単収を参考値として表記しております。(令和8年産から令和10年産に適用)

(3) 交付単価

免税事業者向け単価 と **課税事業者向け単価** に分かります。

※ 免税事業者向け単価には消費税負担分が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれていません。

(4) 交付申請

免税事業者向け単価を申請する方は、**2年前の確定申告書等の提出が必要です。**

個人と法人によっても異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

(農林水産省お問い合わせ先:0120-38-3786)

小麦(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用 品種	免税事業者向け	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
	課税事業者向け	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
パン・中華麺用 品種以外	免税事業者向け	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780
	課税事業者向け	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250

基準単収: 244kg/10a

A~Dランク: たんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆(円/60kg)

品質区分(等級)		1等	2等	3等
普通大豆	免税事業者向け	11,910	11,220	10,540
	課税事業者向け	11,410	10,720	10,040
特定加工用大豆	免税事業者向け	9,860		
	課税事業者向け	9,360		

基準単収: 94kg/10a

特定加工用: 豆腐、油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば(円/45kg)

品質区分 (等級)		1等	2等
そば	免税事業者向け	17,280	15,170
	課税事業者向け	16,450	14,340

基準単収: 44kg/10a

なたね(円/60kg)

品質区分 (品種)		キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ベノカのしずく	その他の品種
なたね	免税事業者向け	6,850	6,110
	課税事業者向け	6,420	5,680

基準単収: 25kg/10a

交付金の交付スケジュール

経営所得安定対策等の交付金(水田活用・畑作物等)に関するスケジュール(予定)は下記のとおりです。

1 交付金に関するスケジュール(予定)

	令和8年												令和9年								
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月					
畑作物 水田活用 直接支払交付金	・交付申請書 ・営農計画書 等の受付 ・申請受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認 (7月～翌年2月頃)												畑作物面積払 の交付 (10月頃)		畑作物数量払 の交付 (2～3月頃)		水田活用交付金 交付(12月下旬)	
ナラシ対策 収入減少影響 緩和交付金	ナラシ対策の 積立申出			積立金の納付 (7月頃)												交付 申請		ナラシ対策 交付金 の交付 (5～6月頃)			

2 営農計画書・交付申請書等の提出

営農計画書

例年3月頃に各農家に対して営農計画書や生産数量の目安等をお送りしています。

営農計画書が届きましたら、内容を確認(P11・12参照)のうえ、期限までに方針作成者にご提出願います。

交付申請書

例年各地区で交付金事業の申請会(5月～6月)を開催し、その際に準備しご提出いただいています。

令和8年度の申請会についても、詳細が決定次第、別途ご案内いたします。

上記等を踏まえ、交付申請書等を作成し、令和8年6月30日(火)までに方針作成者等にご提出願います。

3 交付金の交付時期(予定)

○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ・面積払: 生産年の10月頃
- ・数量払: 生産年翌年の2月～3月頃

○水田活用の直接支払交付金

生産年の12月頃

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

生産年翌年の5月～6月頃

※ 上記は目安であり、交付時期が変更となる場合があります。

収入保険の概要

収入保険は、自然災害による収量減少に加え、価格低下、けがなどによる収入減少を幅広く補償する制度です。米価下落や、新型コロナウイルス感染症などの影響で、収入が減少したときも補償対象です。

1 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入することができます。

※収入保険とナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入してください。

2 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

3 補てんの仕組み

保険期間(個人:1月～12月、法人:事業年度の1年間)の収入が基準収入の9割(補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限に補てんします。

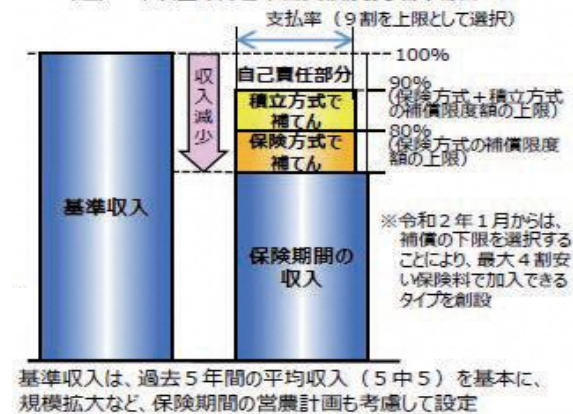
※補償限度額は9割～5割の中から選択できます。

※共通申請サービスを通じてインターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

種別	インターネット申請 利用の場合	自動継続特約 利用の場合
新規加入者	4,500円割引	-
継続加入者	2,200円割引	1,000円割引

<収入保険の補てん方式>

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合



【収入保険に関するお問い合わせは、福島県農業共済組合県南支所まで】

TEL0247-37-1003/FAX0247-37-1181

市の独自支援策について

収入保険加入促進事業

保険料(積立分を除く)については、市で15/100を補助します。(補助期間3年)

※福島県農業共済組合を通じて補助するため、申請は不要です。

減農薬・減化学肥料米づくり推進事業

有機栽培のJAS認証並びに特別栽培の認証を受けた取組面積に対し、予算の範囲内で助成します。

・有機栽培 2,000円/10a

・特別栽培 1,000円/10a

<営農計画書の記入上の注意(記載例は次ページのとおり)>

- ① 「氏名」・「住所」・「電話番号」を確認し、変更が必要な場合は訂正してください。
なお、氏名欄に㊟の表記がありますが、押印は不要です。
- ② 大字の表記がない場合や、不明な地番の場合は、「地名・地番」を大字から漢字で書いてください。
- ③ 参加する生産調整方針作成者を下記一覧表の中から選択し、記入してください。
生産調整方針作成者を変更する場合は、訂正してください。

<生産調整方針を作成している集荷業者等一覧表>

認定生産調整方針作成者	住 所
JA夢みなみ	須賀川市大町85
JA福島さくら	郡山市朝日二丁目14-7
(有)山吉吉田商店	須賀川市栄町308
(有)岩瀬米肥	須賀川市舘ヶ岡字町尻58-1
日進屋	須賀川市長沼字豊町4
農事組合法人須賀川産直センター	岩瀬郡鏡石町東鹿島238
グラントマト(株)	須賀川市岩淵字前南108-2
(株)小林	須賀川市緑町36
(有)関根農産	須賀川市大栗字鍛冶内2
(有)みづほ郡山ライスセンター	郡山市逢瀬町河内字籠原3
(株)大賀商店	須賀川市泉田字宿35-1
農事組合法人産直組合郡山	郡山市大槻町古屋敷54-3
(有)うめもと	郡山市富久山町八山田勝木沢58-1
(株)山吉吉田商店	郡山市田村町守山字殿町1-1
みどりや商店	須賀川市小作田字荒町台59

- ④ 営農計画書の1枚目は農業者控えとなりますので各自で保管してください。(提出不要です)
- ※ 加工用米、飼料用米、備蓄米等に取り組まれる方は、各認定生産調整方針作成者に相談してください。
その他、記載内容に変更があるものについて、P11~12の例にならって記入してください。
- ※ 3月31日(火)までに 認定生産調整方針作成者へ 提出してください。

営農計画書の記入方法・提出先・提出期限

令和 年度 水稻生産実施計画書兼営農計画書

No	市町村名	地区名	集落名
市町村コード	地区コード	集落コード	農家番号
共済組合員コード	地区コード 大地区 小地区	重要事項説明等を確認の上水稻共済に加入しますか(○を付ける) する ・ しない	
農業共済加入状況(含加入予定)記入欄 ※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入			麦 大豆 そば
(フリガナ)	氏名		電話番号
	須賀川 太郎		88-9138
	住所 須賀川市八幡町135番地		
経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人		交付申請者管理コード
本計画書に記載された内容について、耕地情報等の確認のため、水稻共済加入申込書兼変更届出書と突合することに同意します。			

農地の番号	地名・地番		交付対象農地区分(注1)	水作最終年(注2)	作期(注3)	耕地面積(畦畔を含む)	本地田畑面積(田本地面積)	水稻作付(引受)面積(注4)	水稻以外の作物作付等の面積(注4)	収量等級	水稻品種名(水稻以外の作物名)
	耕地番号	分筆番号									
001		オロシマチ 37				2020	2000	2000			コシヒカリ ←
002		ニシカワニシタ 1				1050	1000		1000		なす ←
003		○○○ 3				1050	1000	1000			○○地区 △△氏へ
004		コーク 1 仁井田字向田1				3030	3000	3000			ひとめぼれ
005		和田字谷地 2				3030	3000	3000	3000		コシヒカリ そば
006		ニダヒガシマチ 6				1030	1000		1000		きゅうり
007		キノサキヒガシマチ 7				2020	2000	2000			コシヒカリ(特別栽培米)
008		ヒガシマチ 8 滑川字東町8				2020	2000	2000			チヨニシキ(加工用米)
009		キノサキヒガシマチ 17				1730	1700		1700		飼料作物(多年生牧草)
		仁井田字大谷地 1				1030	1000	1000			コシヒカリ ○○地区△△氏より

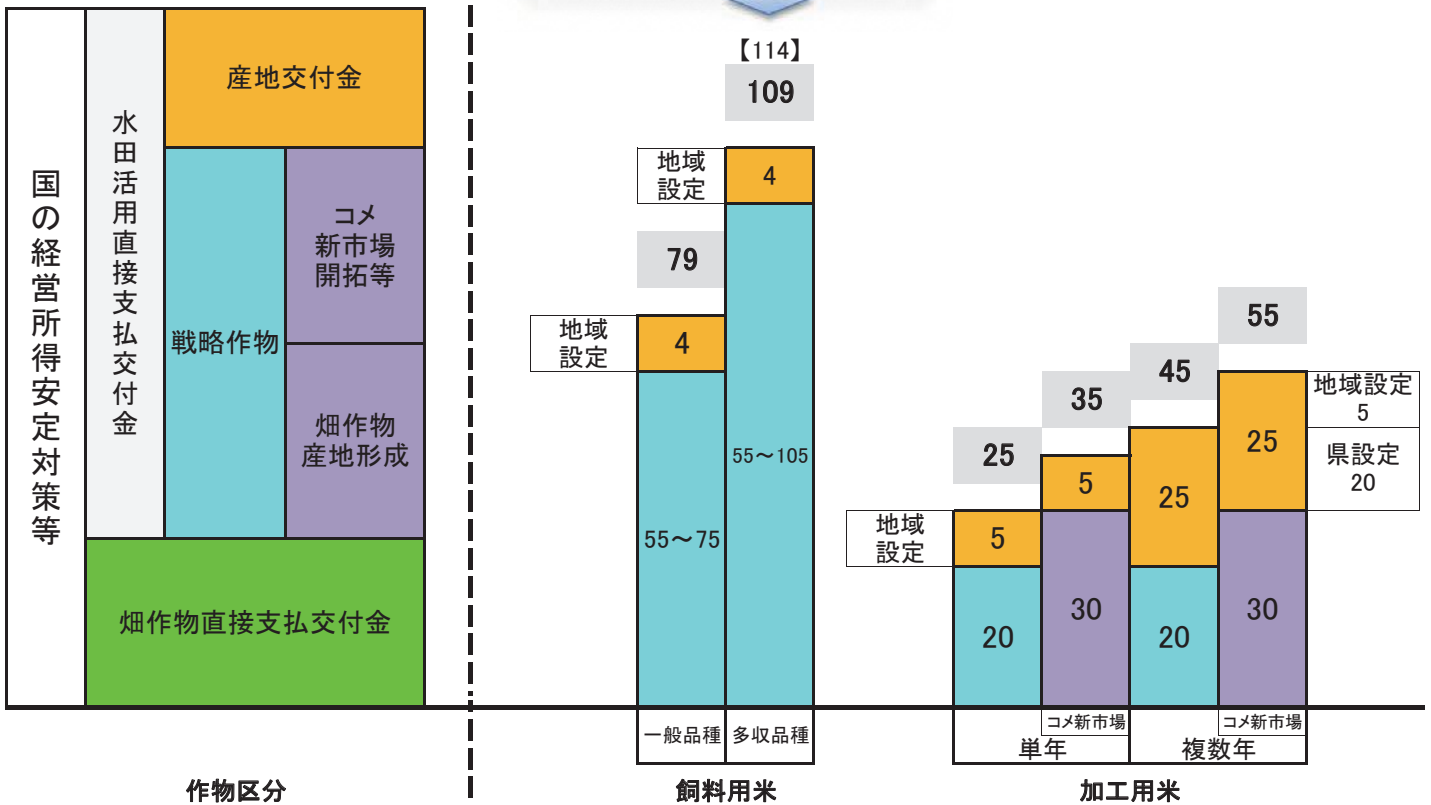
売買・賃貸等により新たに耕作地が増えた場合、地名・地番・面積・作物名・相手方氏名を記入

合計	耕地筆数	共済引受筆数	耕地面積(畦畔を含む)	水田面積(田本地面積)	水田作付(引受)面積	水稻以外の作物作付等の面積
			16960	16700	10000	6700
			18010	17700	14000	3700

(注1)交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。ただし、高収益作物畑地化

凡例

合計額(千円) / 10a



【補足説明】 上記支援単価の産地交付金は、令和8年2月現在の予定であり国・県からの配分額に

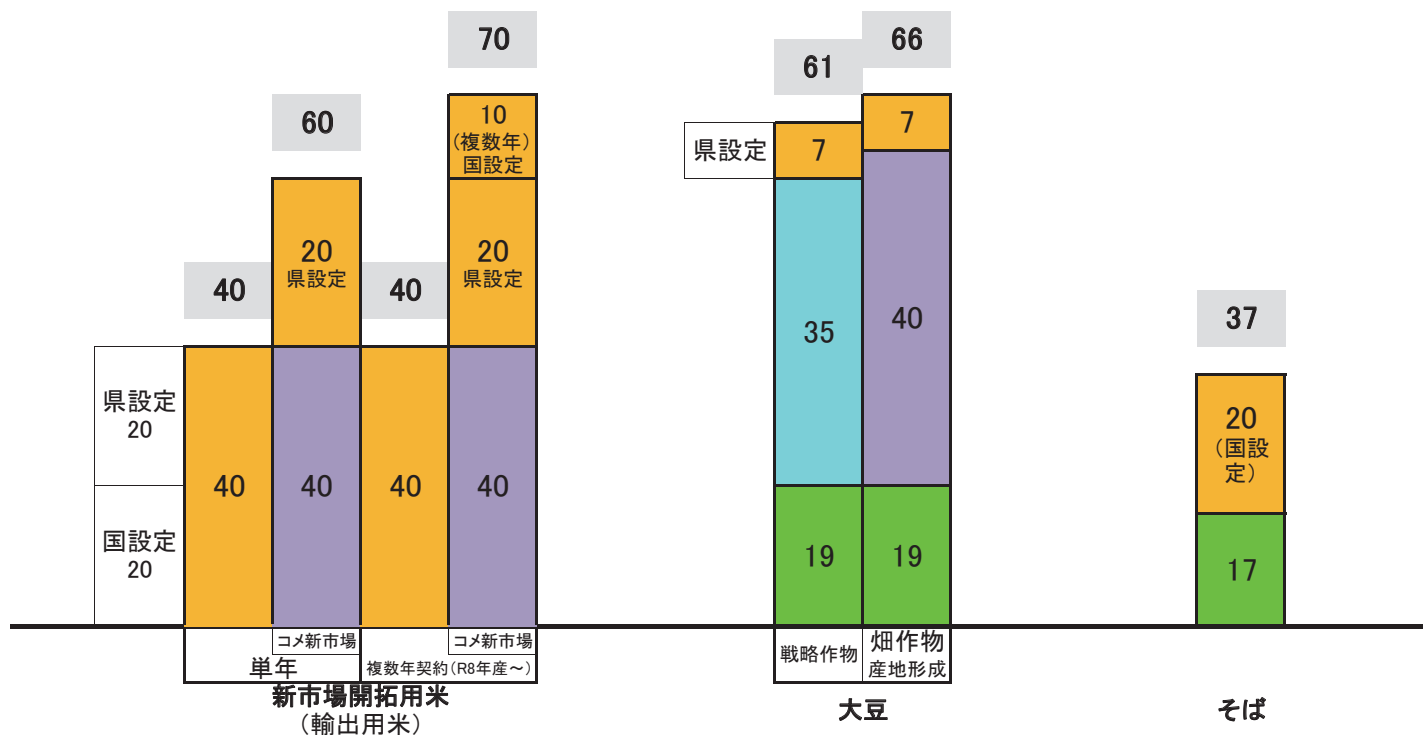
- 飼料用米・戦略作物単価は、当該年の作況や収量に応じ変動します。
 - ・多収品種のグラフは上限額(105千円/10a)で表示しています。
 - ・「飼料用米多収品種推進助成」適用の場合、加算があります。
- 加工用米・単年契約の場合も助成対象となりますが、産地交付金の金額が異なります。(複数年は25千円/10a・単年は5千円/10a)

る支援単価(予定) (※販売収入は考慮しない)

合計額(千円) / 10a

転換作物

【 コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業 採択の場合 】
 標記事業に申請して採択となった場合は、 の助成額となりますが、戦略作物又は産地交付金(国設定)の一部が助成対象外となります。



応じて支払われるため、変動することがあります。

◎畑作物直接支払交付金は、水田で作る畑作物も対象となります。

○大豆の畑作物直接支払交付金単価は、数量払1等(免税事業者)で試算しています。

○そばの畑作物直接支払交付金単価は、数量払1等(免税事業者)で試算しています。

※ 畑作物直接支払交付金は、麦も対象作物となっています。(収入イメージは省略)



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

